

春は住民課窓口が混雑します

毎年3月から5月にかけて、住所異動をする方が多くなるため、住民課の窓口は非常に混み合います。特に正午前後や月曜日・金曜日はお待ちいただく時間が長くなる傾向があります。時間に余裕を持って来庁していただき、すよう、ご協力をお願いします。

▼問合せ 住民課住民・年金グループ
☎ 28・0966

住民票の異動

就職・転勤・入学等に伴い住所を異動される方は、市区町村の窓口において住所変更の届出が必要です。届出にはマイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書類が必要です。また、異動する本人や世帯主以外の方が手続きをするときは、委任状が必要となります。

【転出届】

本町から他の市区町村に住所を異動する方は、転出予定日の14日前から転出届をすることができます。転出届を提出すると、転出証明書を受け取ることができます。マイナンバーカードをお持ちの方は、カードによる特例転出となり、転出証明書は原則発行されません。

【転入届】

他の市区町村から本町に住所を異動する方は、住所を異動した日から14日以内に転出証明書またはマイナンバーカードを添えて転入届をしてください。

【転居届】

町内で住所を異動する方は、住所を異動した日から14日以内に転居届をしてください。マイナンバーカードを所有している方は、持参してください。

※転出届は、マイナポータルを通じてオンラインで提出できます。（電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方に限ります。）

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

▼問合せ

住民課住民・年金グループ
☎ 28・0966
マイナポータルサイト
<https://myna.go.jp/>



会計年度任用職員募集（社会教育センター事務室）

職 種	事務職員
勤 務 内 容	窓口・運営事務
勤 務 場 所	豊山町社会教育センター事務室
募 集 人 数	1人
勤 務 日	火曜日～日曜日 のうち3日
勤 務 時 間	午前8時30分～ 午後4時30分
報 酬	時間給1,100円 ※交通費は2km以上別途支給
応 募 資 格	4月2日(火)から勤務できる方 簡単なパソコン操作ができる方
その他の条件	町の定める会計年度任用職員に関する条例、規則によります。町内在住者は、自動車通勤不可。
採 用 試 験	面接試験 3月下旬に実施予定
提 出 書 類	市販の履歴書(写真付き)
申 込 み	3月10日(日)までに社会教育センター事務室へ持参するか郵送(3/10日必着)してください。 郵送先: 〒480-0202 豊山町大字豊場字和合72番地 豊山町社会教育センター
問 合 せ	豊山町社会教育センター 28-5335